

業務指示書

パプアニューギニア国ラム系統電力開発マスタープラン及びレイ地域配電網整備計画策定プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年4月23日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年4月28日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：電源開発及び配電網整備に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／電源開発計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：電源開発計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（パプアニューギニア及び全途上国での業務の経験）
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 配変電計画（その1）】

- 1) 類似業務の経験：配変電計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（パプアニューギニア 及び全途上国）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年5月16日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
- 航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(PGK1 = 37.854 円 , US\$1 = 102.82

円 , EUR1 = 141.43

円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) プレゼンテーションは実施しません。
- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- (1) 実施時期： ~
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
- 条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/電源開発計画
配変電計画(その1)

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

22.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年5月29日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき (○) 本件受注コンサルタントは無償資金協力が実施されず、及びその関連会社/系列会社(親会社を含む。) はら本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施されず、及びその関連会社/系列会社(親会社を含む。) はら本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。
- () (以外の役務(審査、評価を含む。)) JV及び財の調達から排除されずその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

パプアニューギニア国ラム系統電力開発マスタープラン及びレイ地域配電網整備計画
策定プロジェクト

| 評価項目 | 配点 | |
|---------------------------------|-------------|--------------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | (10.00) | |
| (1) 類似業務の経験 | 6.00 | |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等 | 4.00 | |
| 2. 業務の実施方針等 | (30.00) | |
| (1) 業務実施の基本方針の的確性 | 14.00 | |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等 | 12.00 | |
| (3) 要員計画等の妥当性 | 4.00 | |
| (4) その他（実施設計・施工監理体制） | | |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (60.00) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 | (40.00) | |
| | 業務主任者 のみ | 業務管理 グループ |
| ①業務主任者の経験・能力 総括/電源開発計画 | (40.00) | (16.00) |
| ア) 類似業務の経験 | 16.00 | 7.00 |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 4.00 | 2.00 |
| ウ) 語学力 | 6.00 | 2.00 |
| エ) 業務主任者等としての経験 | 8.00 | 3.00 |
| オ) その他学位、資格等 | 6.00 | 2.00 |
| ②副業務主任者 | (-) | (16.00) |
| カ) 類似業務の経験 | - | 7.00 |
| キ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | - | 2.00 |
| ク) 語学力 | - | 2.00 |
| ケ) 業務主任者等としての経験 | - | 3.00 |
| コ) その他学位、資格等 | - | 2.00 |
| ③体制、プレゼンテーション | () | (8.00) |
| サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション | | |
| シ) 業務管理体制 | - | 8.00 |
| (2) 業務従事者の経験・能力： 配電計画（その1） | (20.00) | |
| ア) 類似業務の経験 | 10.00 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 2.00 | |
| ウ) 語学力 | 4.00 | |
| エ) その他学位、資格等 | 4.00 | |
| (3) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| (4) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| (5) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| 総合評点 | [100.00] | |

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

パプアニューギニア国は、2012年のオニール政権発足以降、政情が安定し、経済面でも2007年以降、好調な農業、鉱業部門に牽引され、実質GDP成長率は6~9%と東南アジア諸国と比べても高い成長率を維持している。これに伴い国内の電力需要は今後も増大することが見込まれており、パプアニューギニア電力公社(PNG Power Limited、以下「PPL」)が発表した電力開発計画15か年計画(2012-2026)の試算によると、PPLの販売電力量及び最大電力需要は2012年の869GWh及び210MWから、2026年には1,142GWh及び347MWへと増加する見込みである。これに対し、PPLは設計上278MWの発電設備容量を有しているが、設備の老朽化、メンテナンスの不備により、実際の供給力は国内需要を下回る200MW程度と推定されており、国内では慢性的な電力不足が生じている。

特に、レイ、マダン、マウントハーゲン等、パプアニューギニア国ハイランド地域からモマセ地域にかけての地方都市に電力を供給するラム系統全体としては、前述のPPL電力開発計画15か年計画によると、2012年から2026年にかけての電力需要が74.3MWから104.8MWに増加すると予想されており、そのうち国内第二の人口を擁し最大の商業都市であるレイ市の電力需要については、37.9MWから66.8MWに増加する見通しである。

しかしながら、現在、ラム系統の電力供給能力は不安定であり、2010年には系統全体で発電所に起因した予期しない停電が1,932件、送電線に起因した予期しない停電が1,706件発生したことが確認されている。ラム系統の最大需要地であるレイ市ではディーゼル発電設備も設置されているが老朽化により故障が頻発しており、全域停電が月間平均83.5時間発生し、配電網やその他の要因による局地的な停電も頻発している。

このような状況に対し、発電については、十分とは言えないものの、PPLが自己資金で水力発電施設等の整備・改修を進めている。送電については、頻発する地絡事故や小さい電線容量等の問題により緊急な対応が必要だったことから、JICAが2011年に「送配電網拡張・修復事業準備調査」(F/S相当)を実施し、ラム系統における中長期的な電力需要予測と電力開発計画のレビューを行い、必要となる送電系統の拡充計画を策定し、その結果に基づき、今後は有償資金協力案件「ラム系統送電網強化事業」(2013年8月L/A署名)が開始され、レイ地域に接続する送電区間とその付帯施設の改修・強化が実施される予定である。一方、長期的には、近年、レイ地域では将来の大口電力需要家となりうる鉱山開発が進んでいることや商業地域の規模拡大が予定されていることから、これらの電力需要想定も勘案したラム系統における発電・送電を含む包括的な電力開発マスタープランの策定が求められる。

上記に加えて、レイ地域における小規模な発電設備を含む配電系統については、引き続き供給信頼度の向上に向けた問題点の特定と改善策の検討に取り組むことが重要であり、今後の対応策としては、電源に関して主要地域内に設置されたディーゼル発電機の老朽化への対応、今後の電力需要増加に対応するための新規電源開発等が想定される。中でも、配電網の改善はPPLが緊急性・必要性の観点から最重要事項の1つとしており、地絡・短絡事故の防止、保護機器の適正化・配電線等設備容量の拡大、

不法接続の防止等について対策を講じる必要があり、有償資金協力案件「ラム系統送電網強化事業」により安定化された送電網を通じ、効率的及び高い信頼性で電力をエンドユーザーまで供給することが期待されている。かかる状況下、レイ地域においても配電システムマスタープランの策定が求められている。

上記の背景から、PPLからは、レイ地域を対象とした配電網整備計画のみについて要請書が提出されたが、2013年11月から12月にかけて実施した詳細計画策定調査では、ラム系統電力開発マスタープラン(成果1)及びレイ地域配電整備計画(成果2)を策定することにより、総合的な電力供給システムを再構築し、対象地域の電力事情の安定化に長期的に貢献することを目的とした事業内容でM/Mが締結され、同内容で2014年2月にR/Dが締結された。

また、我が国の対パプアニューギニア国別援助方針(平成24年4月)では、経済成長基盤の強化を重点分野として定めており、この重点分野の中で実施しているプログラム(経済インフラ整備・維持管理プログラム)に本事業は位置づけられる。本事業の実施を通じ、パプアニューギニア国内の電力事情の改善に寄与することで、当国に対する民間投資を拡大し、経済活動を活性化させ、雇用を拡大し、ひいては経済成長を通じた貧困削減の実現に貢献することが期待される。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの目的

2016年から2030年までのラム系統を対象とする電力開発マスタープラン及び2016年から2030年までのレイ地域を対象とする配電網整備計画を策定することにより、将来の電力供給安定化に貢献する。

(2) 期待される成果

成果1 ラム系統を対象とする電力開発マスタープラン(電源開発計画及び送变电拡充計画、対象年:2016~2030年)が策定される。

成果2 レイ地域(レイ市内、ナザブ、エラップ、タラカ周辺)の配電網整備計画(対象年:2016~2030年)が策定される。

(4) 対象地域

レイおよび周辺地域

(5) 関係官庁・機関

主管官庁:パプアニューギニア電力公社(PPL:PNG Power Limited)

石油・エネルギー省(Department of Petroleum and Energy)

(6) 本プロジェクトに関連するわが国の主な援助活動(有償資金協力、L/A締結年)

- 1) ラム系統送電網強化事業(2013年)
- 2) ヨンキ水力発電事業(1987年)
- 3) ロウナNo.4水力発電事業(1983年)
- 4) ワランゴイ水力発電事業(1979年)

3. 業務の目的

本業務は、パプアニューギニア国のラム系統電力開発マスタープラン及びレイ地域を対象とする配電網整備計画を策定することを目的に実施するものである。

4. 業務の範囲

本業務は、2014年2月にJICAとパプアニューギニア電力公社及び石油エネルギー省との間で署名された合意文書(R/D)に基づき実施されるものであり、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) パプアニューギニア国側実施体制

本業務においては、プロジェクトの進捗を確認するために、合同調整委員会(Joint Coordination Committee: JCC)が設立される予定である。また、日々の業務のカウンターパート(C/P)として、PPL職員、及び石油・エネルギー省職員が配置される予定である。

(2) パプアニューギニア国側実施機関との密接なコミュニケーションの確保

本業務に対するパプアニューギニア国側の期待は大きく、一方で実施機関であるPPL及び石油・エネルギー省の人的・予算的・技術的なキャパシティは現在のところ限られていることから、調査が進捗することによって新たなニーズや要望が明らかになる状況も想定される。実施機関側には調査の内容を常に十分説明することで理解を促進し、追加の要望が出された場合はJICAと協議しつつ柔軟に対応すること。

なおJICAは、適宜必要な処置(先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等)を取ることをとする。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。

(3) パプアニューギニア側への技術移転

カウンターパート機関としては、PPL及び石油・エネルギー省が主要な役割を果たすことが期待される。しかしながら、これらの機関の職員であっても、技術的なキャパシティは必ずしも十分ではない。このため、本業務を通じて行われる各種調査・分析及びデータ管理等、電力計画に係る基本的な知見・技術の移転が図られるよう留意するとともに、将来的にこうした知見・技術が継続的に整備・管理される組織形成に資するよう必要に応じて提言すること。

(4) ドナーとの関係

パプアニューギニアの電力セクター支援については、世界銀行・IFC及びアジア開発銀行がリードドナーとしてイニシアティブを発揮している。とくに世界銀行はパプアニューギニアの全国レベルでの電化を推進する新たな政策である、国家電化展開計画(National Electrification Roll-Out Plan; NEROP)を積極的に支援している。本業務はあくまでもラム系統及びレイ地域を対象とするものではあるが、NEROP等主要電力政策との整合性についても十分留意するとともに、かかる観点から世界銀行・IFC・アジア開発銀行等ドナーとの情報共有を調査当初より図りつつ進めていくこと。

(5) 民間との関係

ラム系統の開発マスターマスタープランを策定するうえでは、大口鉱山等の投資

動向が大きな影響を与えるため、これら企業の電力整備に対する方針（必要な容量・時期、自主開発の可能性等）を把握しておくことが肝要である。整備の方法としては PPL・パプアニューギニア政府の自己資金投入の他、IPP や PPP 等による投資可能性も検討する必要がある。このため、民間企業への情報収集を十分に行うとともに、ワークショップ等開催する際は必要に応じ関係者を招聘し意見聴取すること。なお、民間より収集する情報については、開示範囲を先方に確認する等して取り扱いに留意すること。

（6）環境社会配慮

本業務においては、戦略的環境アセスメント（SEA：Strategic Environmental Assessment）の考え方を導入することとする。具体的には、計画策定に当たり、重要な環境社会影響項目とその評価方法を設定し、再構築作業に当たって複数ある代替戦略・政策案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行うこととするが、パプアニューギニア国には、SEA にかかるガイドラインが存在しないため、実施方法、手続きについては、パプアニューギニア側関係機関と協議・調整・確認すること。なお、計画諸元が詳細に決まっていない段階で行う手続であることから、事業段階で行う詳細、網羅的な評価の手続とは異なるものとなることに留意する。

また、本プロジェクトは「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）」において、環境への望ましくない影響は重大でないと判断し、カテゴリーBに分類されている。

ただし、開発計画フェーズにおいて、カテゴリーA相当の対応が必要なことが明らかになった場合は JICA がカテゴリーの変更を行うため、速やかに JICA に報告すること。カテゴリーA となった場合、コンサルタントはスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ情報公開した上で、現地ステークホルダーの情報・意見を反映させる。また、環境社会配慮助言委員会にスコーピング案と報告書案の段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の支援を行う。

（7）緊急性の高い成果2関連の計画案について

成果2 関連については、実施機関である PPL から「緊急性」が詳細計画策定調査時にも確認されている。よって、2016年から2020年までの計画をプログレスレポート I（プロジェクト開始後6～8か月後に提出）で提案する。本プロジェクト対象年である2016年-2030年の計画については、ドラフト・ファイナルレポートで提案する。

（8）情報の積極共有

本業務の過程において作成される各資料のうち、有益なものについては、会議での配布の他にも積極的に情報公開すること。公開手段の一つとして、先方若しくは JICA パプアニューギニア事務所のウェブサイト活用を検討すること。資料共有においては、カウンターパートからの了解を取り付けるとともに、著作権・肖像権・意匠権などに十分留意すること。

6. 業務の内容

<成果1・2共通>

（1）事前準備（国内作業）及びインセプションレポートの説明・協議

1）関連資料・情報の収集・分析等詳細計画策定調査で収集した資料を含む既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データ

をリストアップする。

2) インセプションレポートの作成

上記の結果をとりまとめてインセプションレポートを作成する。

3) インセプションレポートの説明・協議等インセプションレポートを実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。また、協議議事録 (R/D) で確認されている先方実施機関政府との責任の分担関係について確認を行う。

(2) 各種レポートの作成・説明・協議

各種レポート (プログレスレポート 1、プログレスレポート 2、ドラフト・ファイナルレポート) については、ドラフトを JICA が確認・承認後、先方実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

(3) ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポートに対する JICA 及び先方実施機関のコメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、JICA に提出する。

(4) 技術移転 (本邦研修を含む)

本業務で実施した内容について日々の業務、ワークショップ等を通じて技術移転を行う。なお、本業務にかかる研修として、5~6 名 10 日間程度の本邦研修を 1 回計画している。研修内容が確定していないため、調査実施中にこれらを C/P 機関と協議の上、確定する。よって現段階では研修事業を本契約に含めず、実施が確定した段階で本契約に含める場合は、契約変更にて対応することとする。

(5) セミナー/ワークショップ、広報等

電力セクターに関わるパプアニューギニア側のあらゆるステークホルダーやドナー関係者に対して意見の聴取及び調査成果の周知・活用が図られるよう、1~2 回程度のセミナー又はワークショップを開催する。ただし、セミナーまたはワークショップに係る費用はパプアニューギニア側が全額負担する。

<成果 1>

(1) 基礎情報収集分析

1) パプアニューギニア国政府の開発戦略計画 (DSP : Development Strategic Plan) の進捗状況および経済動向に関する情報収集・分析

2) パプアニューギニア国の人口増加率の動向ならびに予測、地方電化政策の実施状況に関する情報収集・分析

3) ラム系統における既設発送配電設備に関する設備仕様、運用状況 (供給能力、リハビリ・廃止計画)、運転経費等の情報収集・分析

4) 系統運用方法 (周波数・電圧・力率の調整方法、通信方法) および保護リレーに関する情報収集・分析

5) ラム系統における現在進行中や建設中の新規発送電設備の場所、設備仕様、コスト、開発形態 (政府, IPP, PPP 等) の情報収集 (法令及び政策、市場動向を含む)・分析

6) エネルギー政策ならびに需給計画に関する情報収集・分析

7) 電力・エネルギーセクターへの他ドナーの支援状況に係る情報収集・分析

(2) エネルギー・電力需給予測)

1) 経済指標、人口増加率、地方電化率に基づく 2030 年までのマクロエネルギー電力需要予測

- 2) 一次エネルギー開発計画および供給コストの評価
- 3) モマセ経済回廊計画、マダン市新商業区域整備計画、レイ地域工業団地計画及び鉱山開発計画等に基づく、積み上げ方式による2030年までの電力需要予測
- 4) 日負荷曲線の変化の想定(2030年まで)
- (3) 各種電源の開発候補地点の検討
 - 1) 水力、地熱、ガス火力、バイオマス等の新規電源について供給能力、単機容量、建設費、燃料供給計画、燃料単価等について情報収集・分析
- (4) 最適電源計画
 - 1) 一次エネルギー開発計画および各種電源の発電コストに基づく開発シナリオの検討、および2030年断面における最適電源構成(ベストミックス)の検討
 - 2) ポートモレスビー系統との系統連系の可能性について、経済性の観点から比較検討
 - 3) 2030年断面の最適電源構成の達成を目指し、各開発地点の開発工程、財源等を考慮した各年度の電源投入計画の検討・提案
- (5) 系統計画
 - 1) 需要予測、最適電源開発計画に基づく、ラム系統の基幹送変電網の系統解析
 - 2) 上記に基づく、2015年から5年ごとの送変電網拡充計画の検討
 - 3) 系統運用方法および保護リレーに関する課題の整理、ならびに系統運用方法の改善計画の検討・提案
- (6) 環境社会配慮調査
 - 1) 戦略的環境影響評価(SEA)の実施に必要な開発候補地点の基本情報の収集と分析
 - 2) 複数の代替戦略・計画案について環境社会配慮の側面からの比較検討
- (7) 長期限界費用及び長期投資計画
 - 1) 発電所、送変電設備の運転保守の組織体制の現状を確認し、最適な組織体制に関する情報収集分析、検討・提案(必要に応じ組織改編、人材育成計画についても提案)
 - 2) 上記電力開発計画に基づく長期限界費用の算出、ならびに長期投資計画の策定
 - 3) 電源開発、基幹送電網整備のための案件リストの作成

【成果2 関連】

- (1) 基礎情報収集分析
 - 1) レイ地域の既設の送変電および配電線網の設備仕様、運用状況、運転経費等に関する情報収集・分析
 - 2) レイ地域の電力損失、配電線網の事故原因に関する情報収集・分析
 - 3) レイ地域における現在進行中や建設中の新規送変配電設備の場所、設備仕様、コスト等の情報収集・分析
 - 4) レイ地域における送変配電設備の運転保守に関する情報収集・分析
- (2) 送変電および配電線網の課題整理と対応策検討
 - 1) 電力損失、配電線網事故の原因調査ならびに対応策の立案
 - 2) 高周波の原因調査と影響の実態調査ならびに対応策の立案
 - 3) 基幹系統における系統度解析による課題の整理
- (3) 配電網構造設計

- 1) 供給信頼性の確保、電力損失の低減、ならびに運用維持管理の容易性の確保の観点から、レイ地域で最適と考えられる配電網の構造を検討
- (4) 配電網整備計画立案
 - 1) レイ地域内の配電網の改修・増強・更新の優先地区を緊急性と重要性の観点から選定
 - 2) 整備事業計画の立案、および設備設計の実施
 - 3) 配電自動化、地中化、スマートグリッド等の最新技術の導入の要否、時期の検討
 - 4) PPL 独自予算で事業化できる短期目標年（5年程度）を PPL と合意し、短期配電網整備計画を策定する。併せて、事業費の積算、実施工程、実施体制を検討する。なお、積算基準については、コンサルタントが PPL の過去の案件レビューやヒヤリングから提案し、プログレスレポート 1（案件開始後約 7 ヶ月後に提出）に記載する。
 - 5) 上記 4) の短期目標年後から 2030 年までの需要を対象とした事業について、JICA 有償資金協力事業により実施される可能性も考慮し、協力準備調査設計・積算ガイドライン（試行版、2009 年 3 月）に従い積算し、プログレスレポート 2（案件開始後約 18 ヶ月に提出）に記載する。
 - 6) 配電網整備事業の経済財務分析、および実施可能性の評価
 - ・短期配電網整備計画をプログレスレポート I で提案する。
 - ・本プロジェクト対象年である 2016 年から 2030 年の配電網整備計画については、ドラフト・ファイナルレポートで提案する。
- (5) 初期環境評価
 - 1) 上記配電網整備計画について初期環境評価をパプアニューギニア国の環境法ならびに JICA 環境ガイドラインに従って実施
- (6) 配電網整備計画について技術指導
 - 1) 変電所の電圧・力率管理について既存のガイドラインが存在する場合はレビューし、現地・実施機関の事情に適するように改訂（もしくは作成）する。
 - 2) 各フィーダ負荷を考慮したフィーダの優先順位の設定方法について既存のガイドラインが存在する場合はレビューし、現地・実施機関の事情に適するように改訂（もしくは作成）する。
 - 3) 保護継電器等の目的および基本動作にかかる既存のガイドラインが存在する場合はレビューし、現地・実施機関の事情に適するように改訂（もしくは作成）する。
 - 4) 予防保全及び予知保全について既存のガイドラインが存在する場合はレビューし、現地・実施機関の事情に適するように改訂（もしくは作成）する。
 - 5) 上記 1) から 4) で作成されたガイドラインを活用し、OJT を実施する。OJT サイトは業務量が 6MM 程度となるよう選定すること。OJT の実施時期は、PPL の人材が限られることを踏まえ、配電網整備計画が策定された後（プログレスレポート 2 提出後）を想定する。また、必要な機器・機材・配電設備等については 先方実施機関が全額負担することから、先方の予算および実施期間、人数等を考慮して、PPL と協議の上、OJT サイトを選定する。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始後半月以内

部 数：英文 15 部（簡易製本）

2) プロGRESSレポート1

部分払いのための中間成果品として認める。

記載事項：基礎情報収集、現地調査報告、電力需要測定、主要電力供給計画等

提出時期：調査開始 8 ヶ月後を目処

部 数：英文 15 部（簡易製本）

3) プロGRESSレポート2

記載事項：電力開発計画、電力システム開発計画、系統運営調査、配電計画調査等

提出時期：交通実態調査終了時（調査開始 13 ヶ月後を目処）

部 数：英文 15 部（簡易製本）

4) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：調査結果全体

提出時期：現地業務終了時（調査開始 23 ヶ月後を目処）

部 数：英文 15 部（簡易製本）、要約編和文 5 部（簡易製本）

5) ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果

提出時期：ドラフト・ファイナルレポートに対するパプアニューギニア国側コメント提出から 2 ヶ月以内

部 数：英文 15 部（製本）、

要約編和文 15 部（製本）、

CD-R3 部

(2) その他の報告書類

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 10 日以内

部 数：和文 5 部（簡易製本）

2) 業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

①最終報告書の概要

②活動内容（調査）

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③活動内容（技術移転）

現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述

④業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）

⑤今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）

⑥提案した計画の具体化に向けての提案

添付資料

①業務フローチャート

②業務人月表

③研修員受入れ実績

④調査用資機材実績（引渡リスト含む）

⑤合同調整委員会議事録等

⑥その他調査活動実績

提出時期：業務終了時

部 数：和文3部（簡易製本）

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

先方実施機関から早期の開始を求められているものの、2014年6月から2015年2月までの期間に業務を開始し、業務開始後2週間以内にインセプションレポートを提出する。業務開始後6-8か月を目途にプログレスレポート1を提出する。業務開始後約1年を目途にプログレスレポート2を提出する。業務開始後2年以内に2016年5月下旬までにドラフト・ファイナルレポートを提出し、プロジェクト終了までにファイナルレポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

合計 約110M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

- 1) 総括／電源開発計画（評価対象予定者）（1号）
- 2) 電力需要想定
- 3) エネルギー需要分析
- 4) 系統計画
- 5) 系統解析
- 6) 系統運用
- 7) 配変電計画（その1）（評価対象予定者）（2号）
- 8) 配変電設備
- 9) 配変電運転保守／業務調整（その1）
- 10) 保護リレー
- 11) 環境社会配慮
- 12) 水力発電計画
- 13) 火力発電計画
- 14) 経済財務分析
- 15) 配電計画（その2）／業務調整（その2）

なお、業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 相手国の便宜供与

合意文書（R/D）を参照（以下「4.」の配布資料に添付あり）のこと。

4. 配布資料

パプアニューギニア国 ラム系統電力開発マスタープラン及びレイ地域配電網整備計画策定プロジェクト詳細計画策定調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014743.html>

5. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

6. 渡航に係る航空便

パプアニューギニアへの渡航に関しては、特段の理由がない限りニューギニア航空の成田（日本）ーポートモレスビー（パプアニューギニア）間の直行便を利用すること。

7. 安全管理

パプアニューギニアにおける行動については、安全管理の観点から以下に示す JICA の安全管理基準を遵守すること。なお、JICA の安全管理基準については、随時変更の可能性があるため、変更の結果、業務実施に制約が発生し追加経費が必要になった場合、もしくは、安全管理基準の変更がなくても、業務実施過程で安全対策として必要な経費が発生することが明らかになった場合、随時協議の上、必要に応じてこれを認めることとする。

(1) 基本行動

原則として、JICA 専門家の移動は宿舎、配属先、プロジェクトサイト間に限定し、特に夜間は犯罪発生リスクが高まるため、日没後の移動は避けること。また、時間を問わず移動は常に車輛を利用し、徒歩での外出は原則禁止する。車輛による移動の際にも、単独ではなく複数台が前後に車列を組んで移動することが望ましい。

また、パプアニューギニア国滞在中は常に通信可能な携帯電話を携帯し、常に関係者間で連絡が取れる体制を確保すること。なお、本プロジェクトの対象地域内は民間携帯電話会社のサービスが利用できる想定のため、衛星電話の購入の必要はない。必要性が生じた場合は、JICA パプアニューギニア国事務所が衛星携帯電話を貸与する。

(2) 宿泊

宿泊施設は JICA の安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては原則 JICA が指定する宿泊施設を利用することとするが、これら宿泊施設のキャパシティが足りない場合は、事前に JICA パプアニューギニア事務所と協議すること。パプアニューギニア内で、以下の都市・地域に宿泊する場合には JICA の安全基準を満たす宿泊施設に限られ、かつそれらの宿泊料が高いことから、以下に掲げる調整単価を設定している。宿泊料の積算にあたっては同単価を用いること。

| # | 都市・地域名等 | 調整単価(円) |
|----|-----------|---------|
| 1 | ポートモレスビー | 27,300 |
| 2 | レイ | 22,300 |
| 3 | マダン | 17,300 |
| 4 | パニモ | 17,300 |
| 5 | マヌス | 17,300 |
| 6 | カビエン | 17,300 |
| 7 | キンベ | 17,300 |
| 8 | プカノアラワ | 17,300 |
| 9 | マウント・ハーゲン | 17,300 |
| 10 | 西部州 | 17,300 |
| 11 | ポボンデータ | 17,300 |

なお、上記の調整単価は、物価変動及び為替レートの変動により、契約途中で見直される可能性がある。

(3) 各種提出書類

パプアニューギニア国内の病院は設備、サービス共に低水準で高度な傷病には対応できないことから、過去には重度の傷病を負ったJICA専門家が海外に緊急搬送された事例も発生している。そうした事態に備え、JICAパプアニューギニア国事務所では、滞在者の情報を一元管理している。ついては、滞在期間を問わず、業務従事者全員を対象に、渡航前にJICAパプアニューギニア国事務所が定めるフォーマットに沿ってJICA側に情報を提供すること。加えて、コンサルタントチーム内で緊急連絡網を整備し、内容に変更があればJICAパプアニューギニア国事務所に提出すること。

また、JICAパプアニューギニア事務所として同国に滞在するJICA関係者の動向を常に把握しておく必要があることから、出張等で居留地を離れる場合は事前に移動届の提出、承認を義務付けている。本プロジェクトにおいても専門家の地方都市への出張が数多く想定されていることから、出張が決まった時点で別途JICAパプアニューギニア国事務所が定めるフォーマットを用いて出張の1週間前を目途に申請し、事前承認を受けること。

(4) 警察及び警備会社によるエスコート

本プロジェクトの業務実施に当たって、上記7.(1)の基本行動を遵守している限りは、警察もしくは民間警備会社のエスコートが必要になる機会は少なく、また、パイロットサイトの選定に当たっても治安上問題のない場所を選ぶこととする。

一方で、もしエスコートの必要性が生じた場合には、まずC/P機関を通じて警察に車輛エスコートを依頼することとする。もし警察が対応できない場合は、民間警備会社によるエスコートサービスを利用することとし、プロポーザルでは必要経費(150パプアニューギニアキナ/時間程度)を計上することも可能とする。

なお、ポートモレスビーにおいては、JICAパプアニューギニア国事務所が契約する警備会社のエスコートサービスを利用できるため、経費を計上する必要はない。

7. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) カウンターパートの出張旅費

C/P の出張旅費については、円滑な業務実施及びプロジェクト終了後の C/P 機関の自立発展の促進の観点から、JICA 側からの負担はないものとする。

(4) 直接人件費月額単価

- ・直接人件費月額単価については、平成26年度単価を上限とします。
<http://www.jica.go.jp/announce/information/20140212.html>

